

## Question (オープン懸賞を実施する際の告知)

広告のスペースが小さいため、「応募方法についての詳細は各店舗にお問い合わせください」とのみ表示したいのですが、問題ありませんか。

**Answer** オープン懸賞は、取引に付随しないことが前提となります。「応募方法についての詳細は各店舗にお問い合わせください」とした場合、中には店舗に出向いて問い合わせる人もできるなど、店舗への来店誘引することとなりにつながる恐れがあることから、「取引に付随」しているとみなされ、オープン懸賞には該当しないこととなります。

ハガキ、電話、FAX、メール等店頭に行かなくても応募できる方法を採用するとともに、広告には応募方法を明確に表示することが必要です。